一般社団法人こども発達支援研究会　機関研究員資格更新規定

【通則】
第１条
１．一般財団法人こども発達支援研究会機関研究員規程第５条に基づき、当法人が認定する「一般社団法人こども発達支援研究会 機関研究員」（以下、機関研究員と略記）の資格更新について本規定を定める。

【ポイント制度】
第２条
１．機関研究員の資格更新に当たっては、資格登録における所定の手続きを完了した月より満２年を経過する前日までに、次に示すA～Gの領域の中から、計４P以上を取得していなければならない。
２．ただし、機関研究員資格認定委員会が認めた場合は、ポイントについて本条と異なる取り扱いをすることができる。

A.　当法人が主催する年次大会への参加（必修：１P以上）
※参加にあたって、下記の2～5の項目は重複してポイントを取得することはできない。
1.　年次大会への参加者…１P
2.　単独口頭発表者及び連名発表者…１P
3.　シンポジウムなどの企画者・司会者・話題提供者・指定討論者…１P
4.　大会に伴う講演などの講師・司会者…１P
5.　大会の運営を担当した委員など…１P

B.　研修会への参加
1.　当法人が主催する有料研修会への参加…１P
2.　当法人が認める外部機関が主催する発達支援に関する研修会への参加…１P
※以下の有資格者等を対象とした研修であることを条件とする。
児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、公認心理師、臨床心理士、教員、特別支援教育士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士、栄養士、社会福祉士、精神保健福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、保育士、等

C.　研修会・ワークショップ等の講師登壇
1.　当法人が主催する研修会・ワークショップ等の講師登壇…１P
2.　当法人が主催するペアレント・トレーニング等のファシリテーター…１P
3.　対外的な研修会・ワークショップ等の講師登壇（内部の研修会・勉強会は含まない）…１P

D.　事例検討会での事例報告…１P

E.　研究論文等の発表…２P

F.　当法人の会報や支援に関する著書の刊行など
1.　研究会会報・紀要の執筆…１P
2.　著書の刊行…２P
※刊行の詳細は以下の通りとする。
（ア）単行本：単著、共著、分担執筆
（イ）編著：単独、共編、監修
（ウ）翻訳書：単訳、共訳
（エ）機関誌：単独、分担
（オ）他の一般誌への記事の掲載：単独、分担

【更新手続き】

第３条

１．機関研究員の資格更新審査を申請する者は、申請書等所定の書類と審査料等の費用を添えて申請する。

２．資格更新に必要な書類は次のとおりとする。

1)　資格更新申請書

2)　各種証明書

※以下の書類等を証明書として扱う

（ア）参加した研修の領収書

（イ）当法人に提出した請求書

（ウ）登壇した研修会のチラシやHP・当日の様子が分かるもの

（エ）論文原著のデータ

（オ）執筆の証明となるもの

（カ）その他、活動の証明に値するもの

３．機関研究員の資格更新にかかる費用は、更新審査料：5,000円（税込）、更新登録料（２年間分）：5,000円（税込）とする。

第４条

１．機関研究員は第２条に定める期間の経過後も引き続き２年ごとの期間に第２条に定める内容と同様の習得をしなければならない。

第５条

１．該当する機関研究員は、第２条に定める内容を所定の期日までに報告しなければならない。

２．第２条によるポイントが特別な事情により不足する場合は、当法人に、更新保留手数料 4,000 円（税込）を添えて事由書を提出し、資格更新の保留を申し出ることができる。ただし、保留期間は１年間までとし、保留期間中は機関研究員を呼称することはできない。保留後、次の更新までの期間は、２年間から保留期間を差し引いた期間とする。なお、保留後、資格更新にかかる費用は、第３条に規程の費用と同額とする。

３．保留期間経過後は、資格更新の申請をすることはできない。ただし、海外留学、長期病気療養等やむを得ない事情がある場合には、それを証明する書類を添えて保留期間の延長を申請することができる。

第６条

１．本規定の改定は、理事会の議決による

【附則】

１．本規定は2023年4月1日より施行する。

２．本規定は2023年5月31日に一部改定する。